

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示

厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているもの

●基本診療料

・急性期一般入院料4	
・地域包括ケア入院医療管理料2（看護職員配置加算、看護補助体制充実加算1）	
・回復期リハビリテーション病棟入院料1	
・急性期看護補助体制加算（25対1看護補助者5割以上）、看護補助体制充実加算1	
・医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）	
・感染対策向上加算2（連携強化加算）	・入退院支援加算1（入院時支援加算）
・診療録管理体制加算2	・データ提出加算1
・後発医薬品使用体制加算1	・救急医療管理加算
・せん妄ハイリスク患者ケア加算	・医療DX推進体制整備加算
・入院食事療養/生活療養（I）	

「管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。」

●特掲診療料

・CT撮影及びMRI撮影	・二次性骨折予防継続管理料1
・脳血管疾患等リハビリテーション料（I）	・二次性骨折予防継続管理料2
・運動器リハビリテーション料（I）	・二次性骨折予防継続管理料3
・輸血管理料II	・下肢創傷処置管理料
・輸血適正使用加算	・救急搬送看護体制加算2
・貯血式自己血輸血管理体制加算	・看護職員処遇改善評価料2 4
・小児運動器疾患指導管理料	・外来・在宅ベースアップ評価料（I）
・在宅療養支援病院3	・入院ベースアップ評価料（30）

●特定療養費に係わる療養の基準等

・特別の療養環境の提供

患者様の希望により、特別の病室をご用意しています。ご利用希望の方は窓口にご相談下さい。
なお、ご利用される場合はそれぞれの病室につき、治療費以外の費用をご負担頂きますので
ご承知下さい。

室料差額（1人1日につき）

室料	2階一般病棟	3階回復期リハビリテーション病棟
3,850円（税込）	205号	302号
3,300円（税込）	215号・216号・217号	—
2,750円（税込）	—	323号・325号・326号